

役員候補者の公募について

公募要領

1. 募集人員

理事 1 名（副理事長候補者／常勤）

（注）（１）公募は副理事長候補者として行いますが、当基金の定めに従い、総会で理事に選任されたのち、理事会において理事の互選により選定される予定です。

（２）原則として任期満了時点で 70 歳未満の方が対象となります。

2. 就任予定日・任期

（１）就任予定日：令和 8 年 5 月 29 日開催予定の通常総会において理事に選任され、理事互選会で副理事長に互選された上で、主務大臣の認可があった日。（令和 8 年 6 月中旬予定）

（２）任期：主務大臣の認可があった日から 2 年間。

3. 職務内容等

（１）法人の業務内容

当基金は、商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 306 条第 1 項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もって商品市場に対する信頼性を維持すること、及び、当分の間、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号。以下「金商法改正法」という。）附則第 4 条第 1 項の規定により適用する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「金商法」という。）第 79 条の 56 第 1 項の規定による一般顧客に対する支払その他の特定業務（金商法改正法附則第 4 条第 1 項に規定する特定業務をいう。以下同じ。）を行うことにより投資者の保護を図り、もって商品関連市場デリバティブ取引に対する信頼性を維持することを目的としています。

そのための業務として、当基金は、会員及び特定会員である商品先物取引業者（特定会員の場合は金融商品取引業者）の破たんなどによって、当該商品先物業者等が委託者及び顧客からの預り資産の返還が困難であると認められる場合に、商品先物取引業者等に代わって一般委託者支払及び分離保管等の措置又は一般顧客支払及び財産管理措置による弁済（分離保管等の措置又は財産管理措置が行われている額が限度）を行っています。

なお、当基金では、主務省の承認を条件としますが、商品先物取引のヘッジ機能の効用等について産業界をはじめ社会一般への理解促進を目指す普及啓発事業を実施することとしております。

(2) 職務内容

理事は、法令及び定款の定めるところにより当基金の業務を執行します。また、副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事会で定められた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行います。

(3) 必要とされる経験等

- ①民間企業、独立行政法人、大学、国又は地方公共団体等において、組織を代表する役員等として組織運営に関する十分な経験を有し、強いリーダーシップを発揮できた実績を有すること。
- ②認可法人の役員として、中立性・公平性を担保して業務を遂行できること。また、在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ③民間企業や国及び地方公共団体並びに同種団体などの諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務を遂行することができる十分な経験及び能力を有すること。
- ④商品先物取引及び商品関連市場デリバティブ取引の現状等を十分に理解していること。

(4) 勤務条件

- ①勤務形態：常勤1人
- ②勤務地：東京都中央区日本橋人形町1-1-11（日庄ビル）
- ③勤務時間：当基金就業規則に準ずる。
- ④報酬等：理事長が定める。本人の資質・実力等を鑑み決定する。
- ⑤福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断等
- ⑥その他：給与等の条件は変わることがある。

(5) 欠格事項

以下に該当する場合は、役員となることはできません。

- ・商品先物取引法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当するもの。

(6) 重要なお知らせ

今期の副理事長は、商先法に基づく自主規制団体である日本商品取引協会（当基金と同じビルの6階）の副会長を兼務しており、来期もそうなる場合、副理事長の選考及び勤務時間、報酬、福利厚生等の勤務条件は同協会との調整を経て決定されることとなります。

4. 公募期間

令和8年3月27日（金）～4月13日（月）

5. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）
- ② 自己アピール資料 任意様式 A4 サイズ（1 ページ 40 字×40 行）2 枚程度

(2) 提出方法：郵送による

(3) 提出期限：令和 8 年 4 月 13 日（月）17：00 必着

(4) 提出先

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-1-11 日庄ビル3階
日本商品委託者保護基金
総務部あて

6. 選考方法

(1) 書面審査

提出された応募書類に基づき書面審査を行います。

(2) 第三者委員会による面接による審査

書面審査の結果、面接により審査すべきとする者を役員及び会員以外の第三者により構成される第三者委員会により審査を行います。

(3) 第三者委員会により理事とすべきとする者を理事長に答申し、理事長はこの答申を考慮し理事会に推薦、理事会の議決を経て会員総会にて選任されます。

会員総会における選任後、理事互選会により副理事長に選任され、主務大臣の認可を経て就任します。

(4) 合否結果については、応募者全員にご連絡します。

7. 備考・応募書類は返却致しかねますので、あらかじめご了承ください。

- ・選考に係る交通費及び宿泊費等は、すべて自己負担となります。
- ・ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報の本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。
- ・選考過程及び選考結果等に関するお問い合わせには、一切お答え致しかねますので、予めご了承ください。

【問い合わせ先】

日本商品委託者保護基金 総務部

（担当：川部）

TEL:03-3668-3451